

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	福祉部子ども未来局子ども家庭課
委託業務名	令和5年度大津市新生児等特別定額給付金支給対象者データ抽出委託業務
委託業務場所	大津市御陵町3番1号 大津市役所子ども家庭課
概要	<p>令和5年度大津市新生児等特別定額給付金の支給事業を実施するに当たり、当該給付金における対象新生児等とその世帯情報についてデータ抽出業務を委託する。</p> <p>主な作業は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">・要件確認・データ抽出・プロジェクト管理
契約期間	令和5年6月1日から令和6年3月31日まで
契約年月日	令和5年6月1日
契約金額	1,496,000円
契約の相手方	<p>〔所在地〕京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1 京都フコク生命四条柳馬場ビル</p> <p>〔名称〕富士通Japan株式会社 京都公共ビジネス部</p>
契約相手方の選定理由	<p>支給対象者の抽出に当たっては、生年月日等を基に、対象新生児等とその世帯の情報が必須であり、当市で利用しているMISALIO子育てシステム（以下「システム」という。）と連携したツールを作成する必要がある。</p> <p>富士通Japan株式会社京都公共ビジネス部（以下「当該業者」という。）は、システムの開発業者であり、ソフトウェアの知的財産権を有しており、ソースコードを公開していない。</p> <p>そのため、当該業者以外にシステムと連携が可能なツールを作成した上で、データ抽出作業を行うことが困難であるため、契約の相手方として選定した。</p>
根拠規程	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p>

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。